

（公財）世田谷区産業振興公社 理事長 あて

※審査資料となります。「世田谷みやげとして自慢できる点」は、具体的に記入してください。

「世田谷みやげ」申込書（新規 商品）

商品名			事業所名		
事業所所在地	(〒 -) 世田谷区				
営業時間	時 分 ~ 時 分		定休日	曜日	
連絡先 ※メールアドレスをお持ちの方は必ず記入してください。	TEL	()	FAX	()	
	メールアドレス				
	ホームページ/ SNS アドレス				
商品の種類 例) 和菓子、工芸品等			商品価格（税込み）	円 () 個入り	
商品の製造場所			平均売上個数/月		
賞味/消費期限	賞味 / 消費期限 () 日間		せたがやPay加盟の有無	有 / 無	
お取り寄せの可否	通販などで申込商品の取り寄せができるか できる / できない		イトインの可否	できる / できない	
商品の販売場所					
本事業に期待すること および 指定された後 世田谷みやげ指定商品をどのように活用したいかご記入ください					
<p>【申込商品および貴事業所について、「世田谷みやげとして自慢できる点」をご記入ください】</p> <p>※以下に記載いただいた内容を、審査時に使用する審査票にそのまま使用させていただきます。</p> <p>①世田谷とのかかわりをアピールした商品か(世田谷にゆかりのある素材を活用している/地域貢献度が高いなどを含む)。</p> <p>②愛された実績がある商品か。</p> <p>③商品を通して世田谷を感じられ、愛着を持てるか。</p> <p>④品質や製法等へのこだわりがあり、オリジナリティがあるか。</p>					
<p>※枠内に収まるようにご記入、ご入力いただいたものをご提出ください。</p> <p>※商品パッケージの画像を添付してください。また、商品や事業所を紹介する画像等ございましたら添付してください。</p> <p>(上限：A4サイズ2枚分まで)</p>					

※個人情報は、申し込みに関する手続きおよび審査資料としてのみ使用します。

《 公社使用欄 》	受付日	受付No.
-----------	-----	-------

「世田谷みやげ」申込書（新規 商品）

以下に同意し、「世田谷みやげ」に申し込みます。

- ① 指定審査会に合格後、（公財）世田谷区産業振興公社（以下、「公社」という。）が指定する期日までに指定料10,000円（パンフレットへの掲載負担金を含む）を納付する。
- ② パンフレット作成にあたり、商品や店舗の取材に協力する。
※商品撮影のため、必要最低限の数量の商品を無償で提供いただきます。
- ③ 「世田谷みやげ」事業のPRに協力する。
- ④ 「世田谷みやげ」に指定された商品の品質維持・管理・向上に努める。
- ⑤ 公社が行う事業（イベントへの出店等）へ積極的に参加する。
※商品によっては、保健所等の指導により出店できない場合があります。
- ⑥ 公社の企画する商品の品質向上や販路拡大に向けたセミナー等に積極的に参加する。
- ⑦ 「世田谷みやげ」に指定された事業者同士の連携に積極的に協力する。
- ⑧ 事業効果の検証や事業改善のため、公社が実施するアンケートや調査等に協力する。

（記入欄）事業所担当者氏名：

※押印不要

※個人情報は、申し込みに関する手続きおよび審査資料としてのみ使用します。

＜ 公社使用欄 ＞

受付日

受付No.

【問合せ・申込先】 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7-4F（公財）世田谷区産業振興公社 世田谷みやげ担当
TEL：03(3411)6715 / FAX：03(3412)2340 / E-mail：setagayamiyage@setagaya-icl.or.jp